

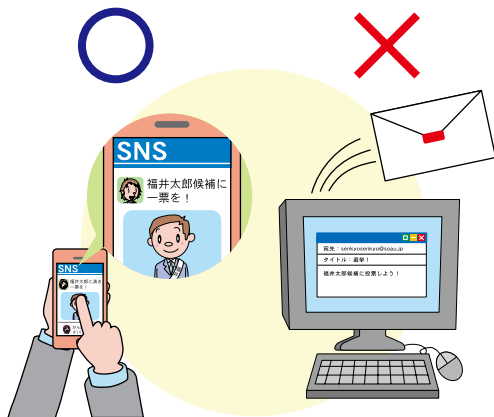
選挙のつぼ Part2

インターネット選挙運動

平成25年に公職選挙法が改正され、インターネットを使った選挙運動ができるようになりました。

候補者や有権者はホームページやブログ、ツイッター、フェイスブックなどを活用して選挙に関する情報を伝えることができます。

その一方、有権者が電子メールを使って投票依頼を行うことや候補者、政党からもらったメールを知人に転送、または印刷して配布することなどは引き続き禁止されていますので注意が必要です。



「●●候補に1票を！」とフェイスブックやツイッターに投稿

「●●候補に投票しよう！」と友達に電子メールを送る

得票に一票未満の端数があるのは？

選挙結果の発表をみると、ときどき得票数に小数点がついていることがあります。これは、「按分(あんぶん)」という仕組みの結果なのです。

例えば、福井太郎と福井次郎という候補者があった場合、「福井」とだけ書いた投票はどちらの候補者を書いたのかわかりません。こうした投票があった場合に、それぞれの候補者の得票数に応じて分けることを「得票の按分」といい、このため得票数に小数点がつくことがあるのです。

これは、政党等に対する投票でも、同一の名称または略称がある場合に起こります。

